

概要

平成15年11月感染症法律が一部改正され、感染症はその感染力や重篤性など危険性に応じて5種類に分けられるようになりました。

1 感染症分類

一類感染症: 危険性が極めて高い感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症: 危険性が高い感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、ジフテリア、急性灰白髄炎

三類感染症: 危険性は高くないが、集団発生を起こしうる感染症

腸管出血性大腸菌感染症

四類感染症: 動物、飲食物等を介して人に感染し、健康に影響を与えるおそれがある感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱など30疾患

五類感染症: 発生動向調査に基づいて情報提供し、発生を防止すべき感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎など42疾患

2 発生状況

平成15年中に発生し、届出のあった感染症及び食中毒患者数は、次のとおりです。

一類感染症の発生はありませんでした。二類感染症は細菌性赤痢が3件、三類感染症は腸管出血性大腸菌感染症が43件発生しました。四類感染症は、A型肝炎が18件、日本紅斑熱が2件、マラリアが2件などとなっています。

食中毒患者数は451人となっています。